

知って得する!

法律コラム

改正特定商取引法
～通信販売に関する規定～

弁護士 加藤貴紀

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋巻番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

よつば総合法律事務所の加藤です。今回は令和4年6月1日から施行された改正特定商取引法(以下「改正法」といいます。)に関するお話をさせていただきます。

1. 概要

改正法では、通信販売における契約の申込み段階において、販売業者又は役務提供事業者に対し、一定の事項の表示を義務付けるとともに、消費者を誤認させるような表示を禁止しています。すなわち、通信販売を対象に、申込みや最終確認の際に一定の表示をしなければならなくなりました(改正法12条の6)。この点について、これからご説明させていただきます。

2. 法律に従わなければいけない場合

改正法12条の6は、「事業者が定める様式等に基づいて申込みが行われるもの」が対象となっているため、たまたまテレビCMを観た消費者が電話で申込みを行ってきた等、事業者が定めていない様式等によって申込みが行われる場合、表示義務はありません。

3. 何を表示すればいいのか？

(1)分量

商品や役務の態様に応じ、数量、回数、期間等を表示する必要があります。

具体的には、①定期購入契約の場合には、各回に引き渡す分量と、総分量(引渡しの回数)を、②サブスクリプションの場合には、役務の提供期間と期間内に利用可能な回数があればその内容を表示しなければなりません。

なお、契約期間が無期限や自動更新の場合には、その旨も表示しなければなりません。

(2)販売価格・対価

個々の商品の販売価格(送料を含む。)に加えて支払総額も表示することが必要となります。

具体的には、①定期購入契約の場合には各回の代金と代金の総額を、②サブスクリプションで、無償契約から有償契約に自動で移行するような場合には、移行時期と支払うこととなる金額を表示しなければなりません。

なお、契約期間が無期限である場合には、一定

期間を区切った支払額を目安として表示することが望ましいとされています。

(3)支払時期及び支払方法

定期購入契約の場合には、各回の代金の支払時期を表示する必要があります。

(4)引渡時期・移転時期・提供時期

定期購入契約の場合には、各回の商品の引渡時期を表示する必要があります。

(5)申込みの期間がある場合、その旨・その内容

一定期間を経過すると消費者が商品自体を購入できなくなる場合には、購入期限のカウントダウンや、期間限定販売である旨を表示する必要があります。

なお、期間に該当しない条件や、価格その他の取引条件にかかる期間限定は対象外です。具体的には、個数限定販売・タイムセール・期間限定ポイント還元・期間限定で送料無料等の場合がそれに該当します。

(6)申込みの撤回・解除に関する事項

契約の申込みの撤回又は解除に関して、条件、方法、効果等を表示する必要があります。

具体的には、解約の申出に期限がある場合にはその申出期限を、違約金その他の不利益が生じる契約内容である場合には、その旨及びその内容を表示しなければなりません。

4. どのように表示すればいいのか？

基本的には、申込みハガキ等の申込書面であればその枠内に、ECサイトの最終確認画面であればその画面上において、上記の全ての事項を網羅的に表示する必要があります。

例外的に、全ての事項を記載することが困難であったり、記載することで消費者にわかりにくくなったりする場合には、法の定める一定の方法での表示も認められる可能性があります。

5. まとめ

紙幅の関係上申込みや最終確認の際の表示についてご説明させていただきましたが、特定商取引法上その他にも細かな制約がありますので、通信販売を行う際のルールに関しましては弁護士にご相談いただくか、消費者庁の出しているガイドライン等を参照していただくことをおすすめいたします。